最終更新日:2015年10月30日
santec株式会社
代表取締役　鄭　台鎬
問合せ先:業務部経営企画グループ　山下　英哲
証券コード:6777
www.santec.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、その使命として3つの項目を掲げております。

1.独創的でユニークな光技術の研究開発によって我々独自のルートを拓き、社会の発展に貢献する。
2.Opto-electronics 分野で独自の栄誉ある地位と市場を確立し、一流企業を創造する。
3.間断なき会社の発展と共に、豊かで人間味あふれる個人生活を創造する。

当社およびグループ各社のコーポレート・ガバナンスは、これらの使命実現のために行われます。
また、当社およびグループ各社は当社の基本精神である、ICCスピリット(「自主性・創造性・目的意識」の精神)に基づいて、ベンチャー企業の強みである機動力を活かしながら、なおかつ適正な管理を行うことで、業務が法令ならびに定款に合致していることは勿論のこと、企業価値を最大限に高めることを追求いたします。
　この目的の遂行のために、内部統制システム構築を経営上の重要な課題と位置づけ、代表取締役を中心に全社的に取り組んでまいります。
　当社は、経営の透明性を高め、株主による企業経営に対しての監視・統制を確保し、経営の効率性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底することにより、株主利益最大化を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的としており、このコーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(補充原則4-1-1　取締役会から経営陣への委任の範囲の概要)
取締役会においては、会社法・その他の法令および定款に定める事項、株主総会の決議により委任された事項、その他業務執行上の重要な事項であって取締役会規程に定められた事項について決議しております。経営陣は、取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即した事業遂行を行っております。

(原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
独立社外取締役につきましては、会社法の定める社外取締役の要件、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の基準を満たす者を、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有する独立社外取締役として選定しております。

(補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況)
取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の事業報告、参考書類において、毎年開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社　光和	3,794,000	31.72
鄭　元鎬	804,000	6.72
定村　幸恵	554,000	4.63
定村　政雄	506,000	4.23
鄭　台鎬	504,000	4.21
鄭　昌鎬	504,000	4.21
山根　昭男	400,500	3.35
サンテック社員持株会	252,100	2.11
野村　光子	252,000	2.11
磯野　正美	130,500	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社のガバナンスに影響を与えうる個別事情としましては、大株主である有限会社光和の存在があります。同会社は、当社の創業者等の資産管理会社であります。
　その議決権比率は31.72%（平成27年3月末現在）であり、親会社には該当しませんが、安定株主として経営の地盤を固めるとともに一定の影響力を行使しうる存在と言えます。
　なお、同会社が過去に当社に対して特別な影響力を行使したという事実はなく、取引関係・貸借関係・保証被保証関係のいずれにも該当するものはありません。また、同会社は当社の事業に関連する事業を行っておりません。当社は今後も十分な独立性を維持することが可能であると考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神原　敏行	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神原　敏行	○	―――	他社において取締役事業本部長を経験し、企業経営に関する豊富な経験と専門的な知見を有しており、経営に対する監督と有効な助言を行うため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
　監査役と会計監査人とは、適宜相互に連絡をとって適正な監査業務の維持に努めております。必要に応じて会合を開いたり、会計監査人と取締役が意見交換を行う場合に同席をしたりするなど、十分な情報取得が可能となるように心がけています。

監査役と内部監査部門の連携状況
　当社は内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は社長直轄の部門として、各部門から独立した立場で監査を行います。内部監査室は、その監査計画の立案や監査の実施にあたって、常勤監査役に対して報告・相談を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊東　和男	公認会計士													
脇田　紘一	学者													
松川　知弘	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東　和男	○	―――	公認会計士としての豊富な知識・経験と高い見識を有しており、また、当社との間に特記すべき利害関係もなく、一般株主との利益相反が生じる恐れもないため、独立役員として指定するにふさわしいと判断したもの。
脇田　紘一		―――	主に通信・電子工学に関する学術的見地および知見に基づいて事業の正当性を検証し、経営陣の判断に対する監視を強化するため。
松川　知弘		―――	弁護士としての豊富な知識・経験と高い見識を有しており、経営陣の判断に対する監視を強化するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当会社では平成16年6月に、役員等と一定の条件を満たす従業員に対して、士気高揚を目的としたストックオプションを割当てておりましたが、期間が満了し消滅いたしました。現在は特段のインセンティブ策を実施しておりませんが、必要と判断した場合には検討を行います。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度中に、取締役に支払った報酬額は101百万円（子会社の職務執行に対する子会社からの報酬を含みません。）であります。役員報酬については株主総会の決議に従って取締役会に一任されており、個別には開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬額は、当社の使用人給与のうち、もっとも高いものを基準として、各取締役の業務の委嘱内容ならびに役職に応じた係数を乗じて算出することを内容とした、取締役報酬規程に沿って算定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役（社外監査役）へのサポート体制といたしましては、主として電子メールによる重要情報の伝達が挙げられます。
　取締役会の招集にあたり、事前に配布可能な状態にある資料については、電子メールで配布しております。また、常勤監査役、内部監査室は、必要と認める場合には、適宜電子メール等によって社外監査役に情報の提供を行うことができるほか、常勤監査役（常勤監査役の伊東和男氏は、社外監査役であります。）は、社内情報システムに対して、取締役と同等のアクセス権を与えられるなど、監査について十分な環境の提供に努めております。また、社外取締役が業務遂行のために要請する資料は、クラウド上で共有され、監査及び監督、並びに助言に対する十分な環境の提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役設置会社であります。高い専門性を有する社外監査役を含む監査役会による監査体制が経営監視機能として有効に機能していると判断し、監査役設置会社を選択しております。
　取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、取締役6名の体制をとっております。取締役6名のうち1名が社外取締役であります。月１回の取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
　当社は取締役5名からなる経営会議を、原則週1回開催し、迅速な意思決定と、相互監視を実現しております。
　取締役候補者は、代表取締役社長が選定し、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。
　執行役員は、代表取締役社長が指名し、取締役会での承認を得て選任することができることとなっていますが、現状は執行役員を定めておりません。
　取締役および監査役の報酬(賞与含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しておりますので、株主の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、当社の定める一定の基準に基づいて取締役会にて決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。取締役および監査役への退職慰労金は、株主総会

の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において支給することとしております。
監査役会は計3名体制をとっており、その全員が社外監査役であります。監査役のうち1名が常勤監査役となり、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。
独立役員として、常勤監査役伊東和男氏、及び社外取締役神原敏行氏を指定しております。
代表取締役社長は、監査役3名と日常的に対話し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
会計監査人には、有限責任あずさ監査法人を選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、適切な監査が実施される環境整備に努めております。
当社は、内部監査部門として、内部監査室を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類および経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
監査役会、内部監査室および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合に適時に助言・指導を受けております。
財務諸表等の作成にあたっては、業務分担及び責任部門が社内規程によって明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えております。これは、社外監査役3名による監査が実施されること、及び社外取締役1名が独立した立場から経営者の職務執行の監視監督を行うことにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。当社の規模ならびに、社風、事業の内容などを鑑み、現状の体制が最適であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	総会開催日を早めることにより、より多くの株主様に出席いただけるよう努めております。
その他	総会資料のビジュアル化や総会後の会社説明会・工場見学等の実施により、経営方針や事業内容について株主様に理解を深めていただけるような総会運営を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会における会社説明会を実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期に投資家向けの説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や有価証券報告書等をホームページに掲載するほか、財務指標などをグラフで表示、提供しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	業務部経営企画グループに、IR 活動に関する専任の担当者を配しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、ISO14001 認証の取得は勿論のこと、RoHS対応、生物多様性保全への取り組みについても計画的に進め、環境保全について全社的取り組みを行っております。また、地域との共栄共存を重要な課題と認識し、地域美化活動への参加、社会見学受け入れ、共同募金活動への参加、地域行事に対する協賛金・賛助金の供出を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR 情報の提供に関連して、当社では「IR ポリシー」を定め、終始一貫した基準での情報公開に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制についての決議」を行っております。当社はこの決議に基づき、代表取締役の指揮の下、内部統制システムの構築を進めております。
当社は、業務が定款ならびに法令に適合することを確保するような体制を維持するため、社内規程を中心としたコントロールと内部監査体制の充実を主たる軸として構築していきます。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、社内規程に基づき、各取締役の業務について、その判断ならびに執行のプロセスを、社内情報システム上に記録する。当該記録については、社内規程に従って適切に保管、管理する。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は年に1度以上、定期的に、当社の目標に影響を与える事象のうち、当社の目標の達成を阻害する要因(リスク)を認識し、分析、評価する活動を実施する。また、当社の組織変更やその他重大な変化がある場合には、その都度、当該活動を実施する。この活動を通じて認識されたリスクについて、当社は適切と判断される対応を選択し、実施する。
これらの活動については、社内規程に定める。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
迅速な意思決定と機敏な行動のため、業務を執行する取締役に権限の委譲を行う。各取締役は、月に1回開催される取締役会において定期的に業務の報告を行うことで、他の取締役ならびに監査役のチェックを受ける。また、週に1度開催される経営会議(社内取締役で構成される。)において業務の連絡・報告を行うことで、機動的・効率的な業務遂行を実現する。
さらに、社内情報システムを駆使し、ワークフローによる決裁のスピードアップ、メールや文書データベースの利用による知識共有とコミュニケーションの強化を図る。

(4)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役・使用人の業務に関して、規程や要領書等を整備する。運用が適正であることを社内監査、監査役による監査等、各種監査で確認する。
また、必要に応じて外部の専門家に助言を仰ぎ、当社に最適な体制の構築に努める。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社に対しては、関連会社管理規程に従い、適正なコントロールを維持するための体制を構築、維持していく。社内規程の統一を推進し、子会社に対するモニタリングを強化する。子会社の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求めるものとする。子会社の業務の執行にあたっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。
また、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は、その理由、重要性、経営環境などを十分に勘案し、是非を検討の上、決定する。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めによりその職務を補助すべき使用人を置く場合には、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等について監査役会の同意を得た上で決定することとするなど、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

(8)監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人が、上司ならびに当社の取締役に対して報告すべき「重要な情報」ならびに報告者の保護について社内規程に定める。また、内部通報制度の運用により、社内からの情報収集に努める。当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正もしくは法令・定款違反等を認識した場合、監査役の同席する当社の取締役会で報告する。
なお、当社及び子会社は、以上の監査役の同席する当社の取締役会への報告を理由とする報告者への不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社内における情報のほとんどが情報システム上にあることに鑑み、常勤監査役に社内取締役と同等のメールシステムとデータベースアクセス権、ファイルアクセス権を付与する。
監査役は、会計監査人との間で会計監査の内容について情報交換を行う。また、監査役が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、これらの理念を軸とし、コンプライアンスに関する社内教育活動を実施しています。折に触れてインサイダー取引防止に関する注意喚起を行うほか、取引先との契約において反社会的勢力との関わり排除を義務付け、社内での暴力団等の反社会的勢力との関わりを防止する活動(万一接触があった場合の対処方法の資料配布等)を実施するなどの取り組みを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社においては、会社の経営理念について、年に数回、全社員に代表取締役社長より説明する行事が創業時より実施されております。
ここでは社員の行動指針として、「人間尊重」「誠実、謙虚、公正」「法律と規律の遵守」が示され、業務におけるすべての前提とするように指示がなされており、当社のガバナンスにおける基礎となっています。